

平成 29 年度 地域公共交通確保維持改善計画（案）
（地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統関係）

（策定年月日）平成 28 年 6 月 日

（協議会名称）弥富市地域公共交通活性化協議会

0. 地域公共交通確保維持改善計画の名称

弥富市地域公共交通確保維持改善計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

- ・ 弥富市は、名古屋市の西側 20 km 圏内に位置し、南部は名古屋港西部臨海工業地帯を経て、名古屋港の港湾海域に臨んでおり、西側は三重県に隣接している。平成 18 年 4 月 1 日には弥富町と十四山村が合併し、現在の弥富市が誕生した。
- ・ 市内の公共交通は、名古屋市への通勤・通学を始め周辺都市への交通手段として JR 関西本線（JR 弥富駅）、近鉄名古屋本線（近鉄弥富駅、佐古木駅）が東西に横断し、名鉄尾西線（名鉄弥富駅、五之三駅）が北進しているが、大部分の公共交通サービスは、バスが担っている。
- ・ 市内のバス交通は、過去には三重交道路線バスが市内を運行していたが廃止され、「巡回福祉バス」を運行していたが、平成 21 年 7 月に弥富市地域公共交通活性化協議会を発足し、平成 22 年 3 月に「弥富市地域公共交通総合連携計画」を策定し、平成 22 年 6 月 21 日より地域公共交通活性化・再生総合事業の計画事業として、通学・通勤・通院・買物など市民生活のための移動手段の確保、公共交通空白地域の解消を目的として新たにコミュニティバスの実証運行を開始した。また、平成 24 年 4 月より地域公共交通活性化・再生総合事業の計画事業（経過措置）としての実証運行を終了し、本格運行へと移行した。平成 28 年 3 月には「弥富市地域公共交通網形成計画」を策定し、「市民生活と地域を支える持続可能な地域公共交通の確保・維持」という基本方針の下、まちづくり等の上位・関連計画と連携するとともに、地域特性や利用者特性に応じた継続的な改善を行い、使いやすく環境にもやさしい地域公共交通として確保・維持するものとしている。
- ・ 平成 27 年度の利用者実態調査等の結果より、利用者総数は少ないものの「利用者の約 9 割が 65 歳以上の高齢者で、買い物や通院、公共施設の利用目的の利用が多い」という特徴を把握することができ、高齢者等交通弱者の交通手段確保の必要性が明らかにされた。また、「弥富市地域公共交通網形成計画」に基づき、今後も市内バス運行の改善・充実のため、利用者実態調査やモニタリング調査を実施し、ニーズに即したダイヤの見直し、隣接する自治体との連携等の検討を行い、あわせて地域公共交通確保維持事業により、市民生活と地域を支える持続可能な地域内フィーダー系統としてのコミュニティバスを確保・維持していくことが必要である。

6. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法【協議会を補助対象事業者とする場合のみ】
該当なし
7. 別表4及び別表4-1の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要【地域間幹線系統のみ】
該当なし
8. 別表4及び別表4-1の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付
10. 車両の取得に係る目的・必要性【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
11. 車両の取得に係る定量的な目標・効果【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
12. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
13. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

14. 協議会の開催状況と主な議論	
平成27年6月12日 第1回弥富市地域公共交通活性化協議会 ・平成28年度地域公共交通確保維持改善計画案について承認 ・利用者実態調査の内容について承認 平成27年10月21日 第2回弥富市地域公共交通活性化協議会 ・地域公共交通の現状分析等について ・弥富市地域公共交通網形成計画（素案）について 平成27年12月22日 第3回弥富市地域公共交通活性化協議会 ・平成27年度事後（自己）評価（案）について承認 ・弥富市地域公共交通網形成計画（素案）について 平成28年3月18日 第4回弥富市地域公共交通活性化協議会 ・弥富市地域公共交通網形成計画（案）について承認 ・平成28年度弥富市地域公共交通活性化協議会事業計画及び予算（案）について 平成28年6月29日 第1回弥富市地域公共交通活性化協議会 ・平成29年度地域公共交通確保維持改善計画案について承認（予定）	
15. 利用者等の意見の反映状況	
弥富市地域公共交通活性化協議会の構成員には、住民又は利用者の代表として議会、区長会、福寿会、女性の会、民生委員協議会等の代表者や公募委員2名が委員として参加している。また、弥富市在住の15歳以上無作為抽出1,000名及びきんちゃんバス利用者500名を対象にアンケート調査を実施し、その調査結果から、問題点・課題を整理し、弥富市地域公共交通活性化協議会の場で報告をし、改善策を検討協議した結果を踏まえて本計画を策定した。	
16. 協議会メンバーの構成員	
市民及び利用者の代表	区長会長 民生委員協議会会長 福寿会会長 女性の会代表 名古屋港西部臨海地帯企業連絡協議会会長 公募委員（2名）
学識経験者	（公財）豊田都市交通研究所主幹研究員
愛知運輸支局長又はその指名する者	国土交通省中部運輸局愛知運輸支局首席運輸企画専門官
愛知県の関係行政機関の職員	愛知県振興部交通対策課主幹 愛知県海部建設事務所維持管理課長 愛知県蟹江警察署交通課長
一般旅客自動車運送事業者及び関係団体職員	（公社）愛知県バス協会専務理事 名古屋タクシー協会専務理事 三重交通（株）桑名営業所長
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	愛知県交通運輸産業労働組合協議会議長
市職員	弥富市市長 弥富市副市長
市長が必要と認める者	飛島村総務部長 木曽岬町危機管理課長

17. 地域協働推進事業計画の認定を受け、地域間幹線系統確保維持事業の特例措置を受ける場合は、対象とする系統について、利用促進に向けた継続的かつ計画的な取組みの内容並びに当該取組の実施主体及び推進体制並びに当該系統の輸送量の増加目標【地域協働推進事業計画の認定を受け、地域間幹線系統確保維持事業の特例措置を受ける場合のみ】

該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 弥富市前ヶ須町南本田 335 番地
(所 属) 弥富市役所 総務部 危機管理課
(氏 名) 久野
(電 話) 0567-65-1111 内線(363)
(e-mail) anzen@city.yatomi.lg.jp